

## 総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）

### 第1 今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料

（総括基準）

本件事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛（「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。）のうち、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）について、今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛に対する慰謝料として、次の額を賠償すべき損害とする。

対象期間 第2期（本件事故発生後7ヶ月目から6ヶ月間）  
金額 一人月額5万円を目安とする。

（理由）

- 1 中間指針の第1の4、第3の6の備考11によれば、中間指針で類型化された慰謝料（自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたことによる慰謝料）以外の慰謝料であっても、本件事故との間に相当因果関係があれば、損害賠償が認められる。
- 2 中間指針策定後（8月5日より後）の事情の変化として、以下の事情が認められる。
  - 1) 避難生活が予想以上に長期化し、今後の生活の見通しが立たない避難住民が多い。8月27日に閣僚から福島県知事等に対して、長期間にわたって住民の居住が困難な地域が生じる可能性や、帰宅まで20年以上かかる地域が存在

する可能性についての言及があり、このころから、避難生活の長期化が広く認識されるに至った。

- 2) 同じころから、帰宅の条件として、原子力発電所の原子炉が安定するだけではなく、除染をして放射線量を低減させることが必要であるという認識が広まった。しかしながら、必要な除染が完了する見込み時期は明らかになっていない。
- 3 中間指針において、事故から6ヶ月経過後の避難生活を余儀なくされたことによる慰謝料が月額10万円から月額5万円に減額される理由は、避難生活の基盤が整備されて新しい環境にも徐々に適応し、避難生活の不便さなどの要素が第1期（本件事故発生から6ヶ月間）よりも縮減される、という点にあるという。

避難生活の不便さなどの要素は7ヶ月目から徐々に減少しているとしても、上記2記載の事情を考慮すると、避難者は、将来自宅に戻れる見込みがあるのかどうか、戻れるとしてもそれが何年先のことになるのかが不明であり、自宅に戻れることを期待して避難生活を続けるか、自宅に戻れることを断念して自宅とは別の場所に生活拠点を移転するかを決し難く、今後の生活の見通しが立たないという非常に不安な状態に置かれているということが出来る。

- 4 中間指針策定後の上記3記載の事情を考慮すると、今後の生活の見通しが立たない不安が増大していることが認められ、これについて賠償する必要性が高い。その金額は、避難生活を余儀なくされたことによる慰謝料額（一人月額5万円）を勘案すると、これと同程度とみることができ、これと同額の一人月額5万円を目安とするのが相当である。

## 第2 避難による慰謝料

（総括基準）

本件事故発生後6ヶ月経過後も避難所等における避難生活を

余儀なくされている者について、自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたことによる第2期（本件事故発生後7ヶ月目から6ヶ月間）の慰謝料については、中間指針において目安とされる一人月額5万円から2万円程度増額した額を、賠償すべき損害とする。

（理由）

- 1 中間指針第3の6の備考10によれば、第3の6の指針Ⅲ）  
②記載の第2期の損害額（一人月額5万円）については、目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではないとされている。
- 2 避難所等における避難生活を送る避難者は徐々に減少し、本件事故発生から6ヶ月を経過した時点においては非常に少なくなっている。本件事故発生後6ヶ月経過後も避難所等における避難生活を余儀なくされる状態は、相対的にみて、通常の避難者よりも過酷な状況に置かれているということができる。したがって、目安とされる一人月額5万円から2万円程度増額した額（一人月額7万円程度）を、賠償すべき額とするのが相当である。

以上